



教えて!!

せんとくん

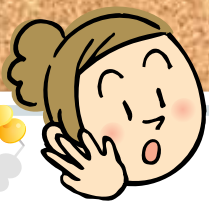
皆さんの「ご意見」や「ご質問」に
せんとくんが答えます!

vol.
13



Q1

1月から始まった
「奈良県おもいやり
駐車場制度」って?



A1

車いすでの乗り降りが
可能な「車いす優先駐車
区画」と移動に配慮が必要な人のた
めの「ゆずりあい駐車区画」を整備
して、誰もが安心して移動できる社
会を目指す制度なんだ。県内で区画
の設置が進んでいるよ。



A2

障害がある人や
高齢者、妊産婦な
ど、移動に配慮が必要な人が
利用できるよ。利用するときは、
利用証を、車外から見て
分かるように掲示してね。

利用証は「車いす優先駐車
区画用」(青色)と「ゆずりあ
い駐車区画用」(緑色)の2種
類があるよ。



Q2

どんな人が
利用できるの?



Q3

利用証をもらうには
どうすればいいの?

A3

県に利用証
交付申請書を
提出してね。申請書は
下記HPでダウンロードで
きる他、県民お役立ち情報
コーナーでも配布しているよ。申請のとき
は、必要書類の添付も忘れずに。

【申請書の提出先】

郵送の場合：県地域福祉課(〒630-8501奈良市登大路町30)

持参の場合：県地域福祉課、県中和福祉事務所、県吉野福祉事務所

(受付時間:平日8:30~17:15)

詳しくは下記HPで確認してね。

